

税務・人事労務ワンポイント (354)

国税犯則取締法の国税通則法への編入

税理士 嶋 賢治

国税犯則取締法とはあまり聞きなれない法律です。それもそのはずで、私たちにほとんど関係のない、悪質・多額の脱税に関わる国税局の査察の対象者に適用される法律だからです。

私たちの周りで一般的に経験するのは、国税通則法による行政処分を目的とした任意調査です。調査の拒否はできませんが、あらゆる場面で納税者の承諾が必要となる調査だから、それなりに安心して税務調査を受けることができたといえます。それに対し旧国税犯則取締法による調査は、裁判所の令状が発せられた強制力を伴う有無を言わさぬ強制調査で、長年この二つは全く別のものでされてきました。

理由は旧法がカタカナ交じりの条文表記であるところから、平仮名・口語体表記に改めると、何気なく書かれています。なぜ法的性格が違う二つの法律を一つにしなければならぬのか腑に落ちません。

理由は旧法がカタカナ交じりの条文表記であるところから、平仮名・口語体表記に改めると、何気なく書かれています。なぜ法的性格が違う二つの法律を一つにしなければならぬのか腑に落ちません。